

保護樹木の指定解除について

1. 保護樹木とは

草津市の良好な環境保全条例 第18条第1項

「市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。」

草津市の良好な環境保全条例施行規則 第15条第1項

「条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

2. 諮問事項

現在、市内9か所・33本指定している保護樹木の内、1か所・1本について、管理者により伐採されたため、指定解除と致したく、御審議願いたい。

- (1) 野路五丁目・旧東海道筋のアベマキ

指定解除対象樹木（1）

保護樹木の名称	野路五丁目・旧東海道筋のアベマキ
所在地	草津市野路五丁目2番23号
特徴	樹高：10.5m、幹周：317cm、推定樹齢：170年
樹木の概要	アベマキは里山を構成する代表的な樹木で、いわばこの地域の原風景を今日に伝えている。エノキは、かつて旧街道沿いの一里塚にランドマークとして植えられた樹木の代表であった。 ※エノキはR4.11.22枯死により指定解除

経過

日付		経過事項
H17	3月1日	➤保護樹木に指定
H23	5月	➤管理者へ連絡 ・アベマキの葉が弱っていると指摘があったことを伝えた。すでに業者ににて対応しているとのこと。
H29	7月	➤保護樹木定期健康診断 ・アベマキは葉の茂りも概ね良好であり、現時点では問題はないと考えられる。 ・エノキの中央上部が腐食しており、枝の剪定を行う。
R3	11月	➤管理者よりエノキの枝が腐食していると相談 ・健康診断を行った結果、エノキの腐食が進んでいるため安全面から伐採、剪定を行った方がよいと伝える。
R4	11月22日	➤エノキを保護樹木指定解除
R7	10月23日	➤不動産仲介業者より、土地の管理者が芙蓉会（法人）から第三者に変更する予定とのこと。 ・土地売買の契約に樹木の撤去が条件となっているため、樹木を伐採したいとのこと。 ・伐採を希望される場合は、環境審議会に諮問し、指定解除の手続きを行う必要がある旨の説明を行った。
R8	5月8日	➤市民よりアベマキがなくなっていると通報 ・市職員で現地確認を行ったところ、アベマキが伐採されている状況を確認した。

○平成31年



○令和5年撮影



○令和8年撮影



1/2,500

野路五丁目のアベマキ